

裁判所職員総合研修所の概要



1 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。特に、裁判手続のIT化を契機として裁判事務の在り方が大きく問われる中、書記官や家裁調査官をはじめとした裁判所職員の執務のありようが大きく変容しようとしています。

総研では、各職種の専門性を高めるとともに、その専門性を基礎付ける思考力、思考力を状況に応じて適切に展開できる対応力等を涵養し、これから時代の変化の中にあっても、適正・迅速な裁判を実現するため、裁判所に求められる役割を的確に果たすことのできる裁判所職員を育成していきたいと考えています。

また、適正・迅速な裁判の実現のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの

職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携、強化を目的とする研修の充実、強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施するほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については各部が合同で研修を実施しています。さらに、社会情勢等の変化に伴って関係職種間の連携が求められる場面も変容していくことが考えられることから、裁判所職員がそのような場面において連携力を十分に発揮できるように、とりわけ裁判官との連携が図られるように、各種研修及び養成課程の内容等について引き続き検討していきます。

3 令和4年度研修実施計画について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しは不透明であり、令和4年度研修実施計画に及ぼす影響の有無及び程度を予測することも困難な状況にあります。引き続き、職員の研修参加機会と研修効果を可能な限り確保するための方策を検討するとともに、研修実施に当たっては徹底した感染防止策を講じて、職員の養成及び育成に努めていきたいと考えています。

4 研修

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に鑑み、採用や昇任に伴う職務導入的研修や施策遂行上特に必要性が高い研修は実施し、それ以外の研修は中止しましたが、中止した研修については、研修員に対して視聴覚教材等の資料を提供するなど、可能な限り研修に参加した場合に近い効果が確保されるよう工夫を行っています。

近年の研修の内容は、次のとおりです。

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家裁調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、更に中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

(2) 書記官・家裁調査官

ア 各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

イ 書記官

書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後5年以上の中堅書記官を対象として、全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。本研修については、令和2年度から、①書記官事務の整理の考え方に基づき、問題を発見し、それを解決する能力の向上を図るとともに、②中堅書記官としての役割を意識し、組織的視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、カリキュラムの最適化を図る見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、同年度の実施は中止しましたが、令和3年度は各庁の実情に応じて実施期間の短縮や実施方法の変更など柔軟な対応を行うことにより実施しました。

ウ 家裁調査官

家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を確実に実践していくための能力向上に向けて、自らの目標を明確化し、自己研さん又は相互研さん進める上での手掛かりを獲得して更なる研さんに意欲を高めていくことを主眼として、任官後、概ね3年の実務経験を有する者を対象とする家裁調査官応用研修と、同研修終了後、概ね2年以上の実務経験を有する者を対象として応募型で実施する家裁調査官特別研修とを実施しています。

いずれの研修も、上記のねらいを踏まえるとともに、OJTとの効果的な連携、裁判官をはじめとする関係職種との相互議論の重要性の意識付けを強

化する企画等を進めています。

(3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要な視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

5 研究

第一研究室では、令和3年度の書記官実務研究として、「財産管理における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。

第二研究室では、令和3年度家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）として、「低年齢から反社会的行動を繰り返している少年の調査方法について（仮題）」をテーマとする研究を行っています。

6 養成課程

(1) 書記官養成課程

ア 令和4年1月1日現在の入所中の研修生の構成は、第一部第18期研修生227人、第二部第17期研修生（2年生）77人、第二部第18期研修生（1年生）97人となっています。

イ 書記官養成課程では、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

また、令和3年度から、4月の入所後約1か月間の日程で予修期修習を実

施することとしました。これは、総研での研修を開始するに先立ち、研修生の所属庁等において、総研が作成した、民事、刑事、家事の各手続に関する講義DVDを視聴させた上で、書記官室等での執務の実情の見聞や法廷傍聴、記録の閲覧等を通じ、書記官事務の概要を具体的にイメージさせるとともに、総研が作成した課題の検討や解説DVDを視聴させること等で知識の定着を図ることにより、養成課程への円滑な導入を図ることを目的とするものです。

ウ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和2年度に引き続き、総研での集合研修と所属庁等におけるオンライン研修とを併用して実施しています。

エ 総研では、書記官養成課程が法律専門職としての専門性の基盤となる法的思考力の醸成を意識したものになっているか、時代の変化に対応できる力を身に着けさせる内容となっているか、IT化後の書記官事務の観点を意識した内容となっているかといった問題意識を持っており、この問題意識を踏まえたカリキュラムを検討しています。

この観点から、令和3年度に「事件の進行を踏まえた書記官事務」の科目を新設しました。これは、書記官として、裁判官が訴訟の進行に応じて考える審理方針を理解して、これを共有し、その審理方針に基づくとどのような書記官事務をどのようなタイミングで行うべきかを主体的に考えるための基礎を確実に学ばせることを目的に、令和2年度まで複数の講義・演習科目で個別に触れていた内容を整理・統合し、「事件の進行を踏まえた書記官事務」として再構成して、新設科目としたものです。

今後も上記の問題意識を踏まえつつ、カリキュラムや授業内容等の改定を検討していきたいと考えています。

(2) 家裁調査官養成課程

ア 令和4年1月1日現在の入所中の研修生の構成は、第17期研修生47人、第18期研修生52人となっています。

なお、第18期以降の研修生については、採用試験の見直しにより行動科学系の科目の受験が必須ではなくなったことから、その能力、資質の両面から動向を把握しているところです。第18期研修生は、令和3年7月から実務修習を開始しています。

イ　家裁調査官養成課程では、家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせることにも重点を置いたカリキュラムを実施しています。また、裁判に役立つ調査官事務を遂行するために、関係職種とりわけ裁判官と連携することができる専門性が求められることを着実に意識付けられるよう、講義や演習等で用いる教材等の見直しを進めています。

なお、令和2年度から、養成課程研修の修了日が3月25日頃に変更され、修了後すぐに小規模庁等へ異動となることから、後期合同研修の終盤では、家庭事件全般で必要となる面接技法に関する演習や実務上の取扱いが多い後見等開始事件の演習を実施するなどして、任官後のスムーズな職務導入を図っています。

ウ　令和2年4月採用の第17期研修生については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度実施の前期合同研修の大半が在宅学修となつたことから、所属庁において実施した実務修習の実情を把握した上で、令和3年9月から実施している後期合同研修においては、面接技法演習、調査実務科目、法律科目の単位数を増やすなど必要な手当てを実施しています。

7　総研の今後の取組と情報発信

(1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研

修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題をも見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、DVD視聴、テレビ会議システムによる同時配信、WEB会議アプリ（Zoom）を利用したオンライン配信の利用など、様々な工夫を行って実施した研修もありますが、これらの手法を、その長所を生かして集合研修とうまく組み合わせて活用していくことにより、これまで総研が取り組んできたOJTと研修との連携強化をより一層図ることも可能となります。令和4年度からは、研修のオンライン環境が新たに整備される見通しであり、当面は、これを活用する研修や内容にできるだけバリエーションを持たせて、振り返りを重ねていきたいと考えています。

また、研修とOJTとの連携を強化していく上では、各庁の幹部職員のほか、裁判官の理解と協力をいかに得ていくかが重要な課題であると考えて、検討しているところです。

(2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。

(3) 総研コンテンツについて

J-NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているとともに、「総研ニュース」を掲載して総研の最新情報を発信しています。

参考資料

目 錄

- ・参考資料 1 令和 4 年度研修実施計画（案）
- ・参考資料 2 令和 4 年度研修実施計画一覧表（令和 3 年度との比較表）
※参考資料 1 を令和 3 年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料 3 令和 4 年度裁判所職員（裁判官以外）研修
※令和 4 年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

令和4年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自庁研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9.13(火) ～ 9.14(水)	2日	未定	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9. 1(木) ～ 9. 2(金) 4. 11. 21(月) ～ 11. 22(火)	2日 2日	8 約50	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 2. 16(木) ～ 2. 17(金)	2日	未定	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所	4. 5. 24(火) ～ 5. 26(木)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 第2回	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 裁判所職員総合研修所	4. 4. 25(月) ①4. 9. 12(月) ②4. 9. 21(水) ～ 9. 22(木)	1日 3日	約20 未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 4. 18(月) ～ 4. 22(金)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	司法研修所	5. 1. 6(金)	1日	約30	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
8	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所等	①4. 9. 5(月) ～ 9. 6(火) ②4. 10. 11(火) ～10. 12(水)	各4日	約80	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回		①4. 9. 5(月) ～ 9. 6(火) ②4. 10. 13(木) ～10. 14(金)		約80	
		第3回		①5. 1. 18(水) ～ 1. 19(木) ②5. 2. 7(火) ～ 2. 8(水)		約80	
		第4回		①5. 1. 18(水) ～ 1. 19(木) ②5. 2. 9(木) ～ 2. 10(金)		約80	
9	中間管理者研修 II	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 10. 25(火) ～10. 27(木)	各3日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回		4. 12. 5(月) ～12. 7(水)			
10	主任家庭裁判所調査官研修	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 6. 21(火)	1日	約80	主任家裁調査官
		第2回		4. 6. 22(水) ～ 6. 23(木)	2日	未定	

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
11	研修指導研究会	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 6. 1(水) ～ 6. 3(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		4. 12. 13(火) ～12. 15(木)	3日	約50	
12	実務指導研究会	民 事	裁判所職員総合研修所	4. 4. 26(火)	1日	約40	書記官プラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑 事		4. 4. 27(水)	1日	約40	
		家 事		4. 4. 27(水)	1日	約35	
		少 年		4. 4. 26(火)	1日	約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 11. 8(火) ～11. 10(木)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 9. 7(水) ～ 9. 9(金)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会 ※司研合同	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 6. 22(水) ～ 6. 23(木)	2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第1回	裁判所職員総合研修所	4. 12. 15(木) ～12. 16(金)	2日	約50	
		第2回					

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
16	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	4.12. 7(水) ～12. 8(木)	2日	約50	高・地・簡裁 で刑事事件を 担当する書記官
17	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	4.10. 5(水) ～10. 6(木)	2日	約50	家裁で後見関 係事件を担当 する書記官
18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回 第2回 第3回 行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.10.19(水) ～10.21(金) 4.11.30(水) ～12.2(金) 5.1.25(水) ～1.27(金)	3日 3日 3日	約30 約30 約30	家庭裁判所調 査官実務研修 又は令和元年 度以前の家庭 裁判所調査官 応用研修を終 了した者
19	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.7.5(火) ～7.8(金)	4日	未定	家裁調査官任 官後、3年以 上経過した者 のうち家庭裁 判所調査官実 務研修又は家 庭裁判所調査 官応用研修を 終了していな いもの
20	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.6.29(水) ～6.30(木)	2日	約20	速記官（速記 管理官及び速 記副管理官を 除く。）
21	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	4.7.5(火) ～7.7(木)	3日	約20	総括執行官

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
22	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	5. 3. 1(水) ～ 3. 3(金)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 5. 24(火) ～ 5. 27(金)	4日	未定	令和3年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
24	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9. 27(火) ～ 9. 29(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 10. 18(火) ～ 10. 20(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 11. 15(火) ～ 11. 18(金)	4日	約50	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
27	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 6. 14(火) ～ 6. 15(水)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
28	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 4. 6(水) ～ 4. 8(金)	3日	未定	令和3年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他
ア 情報化関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
29	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 10. 4(火) ～10. 5(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者(管理職以上の者)
30	情報処理研修	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 5. 18(水) ～ 5. 19(木)	各2日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすこと が期待される行(職員(家裁調査官を除く。)
		第2回		4. 6. 8(水) ～ 6. 9(木)		約60	

イ 採用試験事務関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
31	採用試験事務担当者研究会	採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	司法研修所	4. 5. 27(金)	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
32	C A研修 実務試験	前期研修	裁判所職員総合研修所	4. 6. 27(月) ～ 7. 15(金)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務研修		4. 7. 19(火) ～ 8. 19(金)			
		後期研修		4. 8. 22(月) ～ 9. 9(金)			

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
33	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
34	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	3～5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	書記官 プラッシュアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5日 ※1	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者（中間管理者以上の者を除く。）
36	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官
37	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	1～3日	未定	新たに係長に任命された者

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
38	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

(4) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
39	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※2
40	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日 ※3	未定	採用後1年以上的行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(1種、上級)試験合格者等を除く。)

※2 令和2年度、3年度の対象者で未研のものも含む。

※3 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
41	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	4日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

3 自庁研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
42	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※4	2日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官※5

※4 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

※5 令和2年度、3年度の対象者で未研のものも含む。

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
43	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
44	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
45	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
46	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

4. 研究

番号	名称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
47	合同実務研究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	4. 9 ～ 5. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
48	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	4. 4 ～ 5. 3	1年	2	書記官
49	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	4. 7 ～ 5. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	4. 4 ～ 5. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和元年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)		派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所	4. 7 ～ 5. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同上 (心身の鑑別についての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所	5. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和元年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	5. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人 員
51	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
52	財務省	会計事務職員研修	未定
53		会計事務職員契約管理研修	
54		予算編成支援システム研修	
55		予算担当職員初任者研修	
56		決算書作成システム研修	
57		会計監査事務職員研修	
58	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
59	総務省	情報システム統一研修	未定

第2、養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
60	第一部	第19期	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 予修期修習 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 第1期研修 7. 19(火)～ 実務修習 10. 3(月)～ 第2期研修 5. 3. 24(金) 修了	1年	187	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
61	第二部	第18期 (2年生)	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 裁判事務修習 10. 15(金)～ 第1期研修 4. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 19(火)～ 実務修習 10. 3(月)～ 第3期研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	97	
		第19期 (1年生)	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 予修期修習 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 裁判事務修習 10. 17(月)～ 第1期研修 5. 4. 3(月)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 6. 3. 下旬 修了	2年	88	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
62	第18期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 実務修習(予修期) 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 前期合同研修 7. 19(月)～ 実務修習 4. 9. 20(火)～ 後期合同研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	52	令和3年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
63	第19期	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 実務修習(予修期) (4. 6～8を除く。) 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 前期合同研修 7. 19(火)～ 実務修習 5. 9. 中旬～ 後期合同研修 6. 3. 下旬 修了	2年	54	令和4年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの

令和4年度研修実施計画一覧表(令和3年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自序研修を表す。

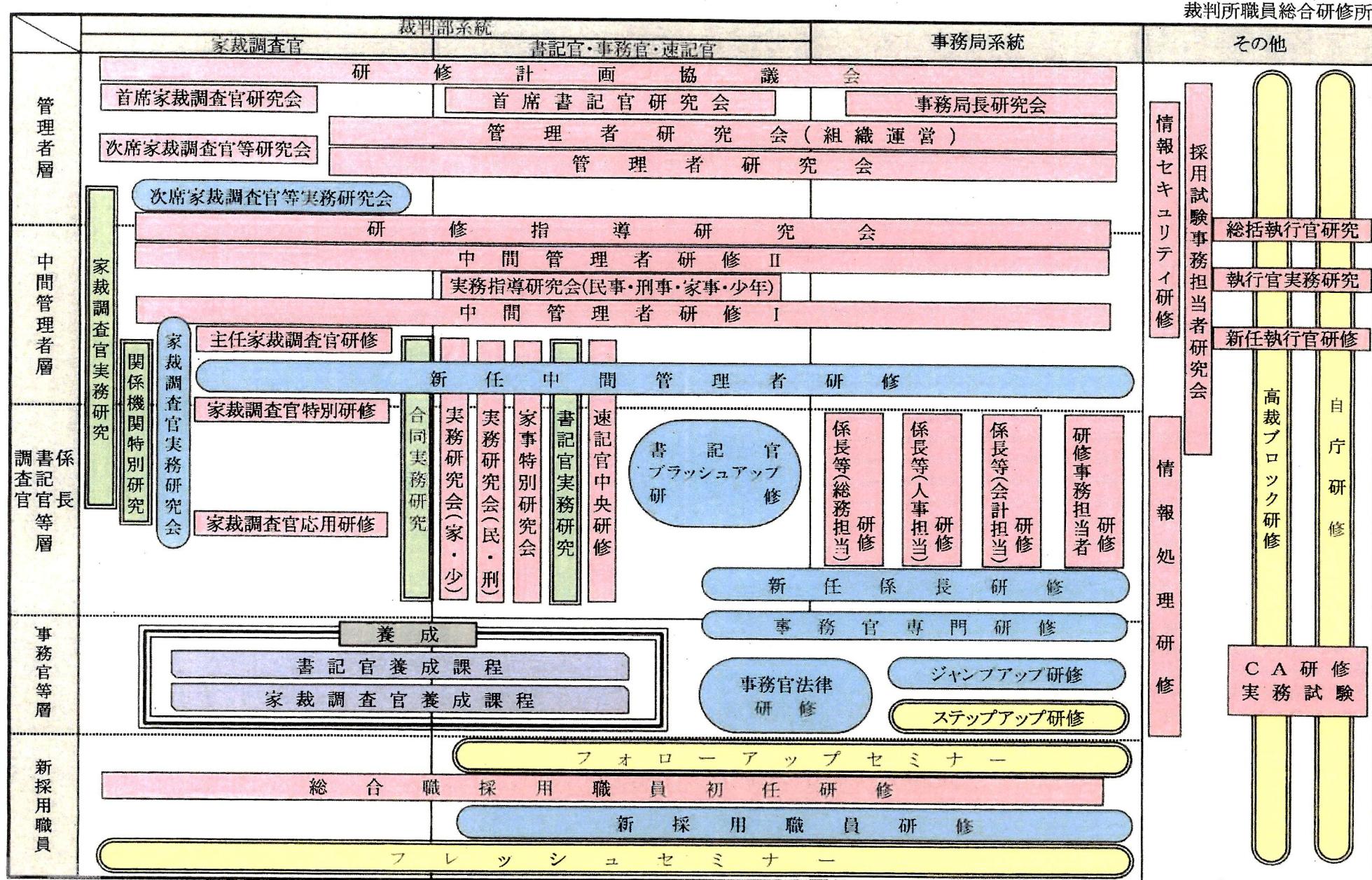
(4.2.2)

番号	研修名等		令和4年度		令和3年度			備考	
			実施時期	期間	人員	実施時期	期間		
1	◎首席書記官研究会		4.9.13(火)~9.14(水)	2	未定	3.10.19(火)	1	30	日程変更・短縮、ウェブ会議
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回	4.9.1(木)~9.2(金)	各2	8	3.9.2(木)~9.3(金)	2	8	テレビ会議
		第2回	4.11.21(月)~11.22(火)		約50	3.11.25(木)~11.26(金)	2	中止	
3	◎事務局長研究会		5.2.16(木)~2.17(金)	2	未定	4.2.17(木)~2.18(金)	2	24	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)		4.5.24(火)~5.26(木)	3	未定	3.5.18(火)~5.20(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回	テ 4.4.25(月)	1	約20	3.4.27(火)	1	18	日程短縮、テレビ会議
		第2回	ウ 4.9.12(月) 4.9.21(木)~9.22(木)	3	未定	3.9.29(水)~10.1(金)	3	中止	
6	◎管理者研究会		4.4.18(月)~4.22(金)	5	未定	3.8.24(火)~8.25(水)	2	92	日程変更・短縮、テレビ会議
7	◎研修計画協議会		テ 5.1.6(金)	1	約30	4.1.6(木)	1	31	テレビ会議
8	◎中間管理者研修I	第1回	ウ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.11(火)~10.12(木)	各4	約80	3.9.7(火)~9.10(金)	各4	中止	
		第2回	ウ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.13(木)~10.14(金)		約80	3.10.12(火)~10.15(金)		中止	
		第3回	ウ 5.1.18(木)~1.19(木) 5.2.7(火)~2.8(水)		約80	4.1.11(火)~1.14(金)		中止	
		第4回	ウ 5.1.18(木)~1.19(木) 5.2.9(木)~2.10(金)		約80	4.2.7(月)~2.10(木)		中止	
9	◎中間管理者研修II	第1回	4.10.25(火)~10.27(木)	各3	未定	3.12.7(火)~12.9(木)	3	中止	
		第2回	4.12.5(月)~12.7(水)		未定				
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回	4.6.21(火)	1	約80	3.6.23(水)~6.25(金)	各3	中止	
		第2回	4.6.22(水)~6.23(木)	2	未定	3.6.30(水)~7.2(金)		中止	
11	◎研修指導研究会	第1回	4.6.1(水)~6.3(金)	各3	約40	3.6.2(水)~6.4(金)	各3	中止	
		第2回	4.12.13(火)~12.15(木)		約50	3.12.14(火)~12.16(木)		中止	
12	◎実務指導研究会	民事	4.4.26(火)	各1	約40	3.4.27(火)	各1	中止	
		刑事	4.4.27(水)		約40	3.4.28(水)		中止	
		家事	4.4.27(水)		約35	3.4.28(水)		中止	
		少年	4.4.26(火)		約25	3.4.27(火)		中止	
13	◎家事実務研究会(※)		4.11.8(火)~11.10(木)	3	約100	3.11.17(水)~11.18(木)	2	99	日程短縮、テレビ会議
14	◎少年実務研究会(※)		4.9.7(水)~9.9(金)	3	約100	3.12.20(月)~12.21(火)	2	100	日程短縮、テレビ会議
15	◎民事実務研究会	第1回(※)	4.6.22(水)~6.23(木)	各2	約50	3.6.9(水)	1	50	日程短縮、テレビ会議
		第2回	ウ 4.12.15(木)~12.16(金)		約50	3.12.16(木)~12.17(金)	2	中止	
16	◎刑事実務研究会(※)		4.12.7(水)~12.8(木)	2	約50	3.11.10(水)	1	50	日程短縮、テレビ会議
17	◎家事特別研究会(※)		4.10.5(水)~10.6(木)	2	約50	3.10.7(木)~10.8(金)	2	50	テレビ会議
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回	4.10.19(水)~10.21(金)	3	約30	3.10.19(火)~10.22(金)	4	中止	
		第2回	4.11.30(水)~12.2(金)	3	約30	3.11.30(火)~12.3(金)	4	中止	
		第3回	5.1.25(水)~1.27(金)	3	約30	4.1.18(火)~1.20(木)	3	30	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修		4.7.5(火)~7.8(金)	4	未定	第1回:3.7.6(火)~7.7(水) 第2回:3.7.8(木)~7.9(金)	2	38	日程変更・短縮
20	◎速記官中央研修		4.6.29(水)~6.30(木)	2	約20	3.6.30(水)~7.1(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会		4.7.5(火)~7.7(木)	3	約20	3.9.16(木)	1	中止	
22	◎執行官実務研究会		5.3.1(水)~3.3(金)	3	未定	4.3.2(水)~3.3(木)	2	18	日程変更、DVD視聴
23	◎新任執行官研修		4.5.24(火)~5.27(金)	4	未定	3.10.11(月)	1	17	日程変更・短縮、テレビ会議、DVD視聴
24	◎係長等(総務担当)研修		4.9.27(火)~9.29(木)	3	約50	3.6.22(火)~6.24(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修		4.10.18(火)~10.20(木)	3	約50	3.7.13(火)~7.15(木)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修		4.11.15(火)~11.18(金)	4	約50	3.11.16(火)~11.19(金)	4	中止	

番号	令和4年度				令和3年度			備考
	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
27	◎研修事務担当者研修	4.6.14(火)～6.15(水)	2	約40	3.6.15(火)～6.16(水)	2	中止	
28	◎総合職採用職員初任研修	4.4.6(水)～4.8(金)	3	未定	3.9.27(月)～9.28(火)	2	75	日程変更・短縮, ウェブ会議
29	◎情報セキュリティ研修	4.10.4(火)～10.5(水)	2	約60	3.9.14(火)～9.15(水)	2	中止	
30	◎情報処理研修	4.5.18(水)～5.19(木)	各2	約60	3.5.19(木)～5.20(木)	各2	中止	
		4.6.8(水)～6.9(木)		約60	3.5.26(水)～5.27(木)		中止	
31	◎採用試験事務担当者研究会	テ 4.5.27(金)	1	未定	3.5.25(火)	1	42	日程短縮, テレビ会議
32	◎CA研修実務試験	前期 研修 4.6.27(月)～7.15(金)	15	未定	3.6.24(木)～7.14(水)	15	62	
		実務 研修 4.7.19(火)～8.19(金)			3.7.16(金)～8.20(金)			
		後期 研修 4.8.22(月)～9.9(金)			3.8.23(月)～9.10(金)			
33	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	75	1高裁で中止
34	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	286	
35	○書記官プラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	433	
36	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	2高裁で中止
37	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	約270	
38	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	未定	3高裁で中止
39	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	3高裁で中止
40	○事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定	9～11	未定	実施機関が適宜決定	5～11	250	
		面接研修 実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
41	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	2～5	未定	
42	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	中止	
43	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
44	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
45	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
46	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	合同実務研究	4.9～5.3	7月	未定	3.9～4.3	7月	4	
48	書記官実務研究	4.4～5.3	1年	2	3.4～4.3	1年	2	
49	家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)	4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	25	
	同 上(指定研究)	4.4～5.3	1年	6	3.7～4.3	9月	6	期間短縮, 人員変更
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	12	
	同 上(心身の鑑別についての研究)	5.2～3	1月	3	4.2～3	1月	3	
	同 上(更生保護についての研究)	5.2～3	1月	3	3.9～11	2月	3	
51	書記官養成課程第一部 第19期	4.4.1(金)～5.3.24(金)	1年	187	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	227	令和3年度欄は第18期生
52	書記官養成課程第二部	第18期(2年生) 3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	97	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	77	令和3年度欄は第17期生
		第19期(1年生) 4.4.1(金)～6.3月下旬			3.4.1(木)～5.3.24(金)			令和3年度欄は第18期生
53	家裁調査官養成課程第18期	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	47	令和3年度欄は第17期生
54	家裁調査官養成課程第19期	4.4.1(金)～6.3月下旬	2年	54	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52	令和3年度欄は第18期生

- ※を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中
- 中央研修については、データーテレビ会議、ウエブ会議又はテレビ会議、無印→参考
- 備考欄には、令和3年度について当初計画から変更等があった内容等を記載した。

令和4年度裁判所職員(裁判官以外)研修



(注) ■は中央研修、□は高裁委嘱研修、■は自庁研修、■は研究、■は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。